

平成20年第2回定例会

斑鳩町議会会議録

平成20年6月23日

午前10時10分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	西谷剛周
9番	中西和夫	10番	浦野圭司
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原伸宏 係長 峯川敏明

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	芳村是
教育長	栗本裕美	会計管理者	浦口隆
総務部長	池田善紀	総務課長	佐藤滋生
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	西巻昭男
税務課長	山崎善之	住民生活部長	西本喜一
福祉課長	西川肇	国保医療課長	植村俊彦
健康対策課長	寺田良信	環境対策課長	乾善亮

住 民 課 長	清 水 昭 雄	都 市 建 設 部 長	清 水 建 也
建 設 課 長 補 佐	角 井 敏 文	観 光 産 業 課 長	川 端 伸 和
都 市 整 備 課 長	藤 川 岳 志	都 市 整 備 課 参 事	今 西 弘 至
教 委 総 務 課 長	野 崎 一 也	生 涯 学 習 課 長	清 水 修 一
上 下 水 道 部 長	谷 口 裕 司	上 水 道 課 長	佃 田 眞 規

1, 議事日程

日程 1. 建設水道常任委員長報告について

日程 2. 厚生常任委員長報告について

日程 3. 総務常任委員長報告について

日程 4. 予算常任委員長報告について

日程 5. 各常任委員会の閉会中の継続審査について

日程 6. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

追加日程 1. 発議第 2号 後期高齢者医療制度に関する意見書について

追加日程 2. 発議第 3号 地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進を求める
意見書について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前10時10分 開議)

○議長(中川靖広君) おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。よってこれより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。11番、飯高委員長。

○建設水道常任委員長(飯高昭二君) 皆さん、おはようございます。

それでは、建設水道常任委員会の審査結果についてご報告をいたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、6月11日、全委員出席のもと委員会を開会いたしました。その審査の概要と結果についてご報告をいたします。

初めに、本会議からの付託議案であります(4)認定第1号 平成19年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてを議題とし、最初に、 巳代表監査委員様から決算審査意見書に基づく報告を受けました。

その内容は、審査に付された平成19年度斑鳩町水道事業会計決算書類は、関係法令に準拠して作成されており、当事業年度の経営成績及び当年度末の財政状態を適正に表示されていると判断出来るとの報告がありました。

その一方、留意すべき点といたしまして、公営企業は常に企業の経営性を発揮し、公共の福祉を増進する運営の確保、給付についての料金は、公正妥当なものとされ、能率的経営のもとにおける適正な原価を基礎とし、公営企業の健全な運営を確保するものとし、経営の現状に余裕があるとしても、より一層の合理化に努めなければならないとの意見がありました。

また、各種契約文書のうち、10数件に及ぶ取水井戸用地や排水管理設用地の借地契約条項の意図するところが理解しがたい文章等がいずれも年月の経過によりあらわれてきているところから、今後、見直しが必要との指摘がありました。

監査委員の報告の後、各委員より質疑を求めたところ、特段質疑はありませんでした。

続いて、理事者より、平成19年度斑鳩町水道事業会計決算の説明を受けました。

その内容は、1つ目に、事業状況では、契約件数が前年度より99件増加し1万17

2件となった。一方、年間総給水量は、前年と比較して1万2,107立方メートル増の330万7,592立方メートルとなり、1戸当たりの使用水量は、口径20ミリで1カ月平均23.1立方メートル、前年度23.5立方メートルで、年々減少傾向にある。

有収率については、94.6%、前年度と比較して1ポイント低下した。

2つ目に、建設改良費では、配水設備で、管路近代化事業、老朽管更新事業等で3,021メーターの工事を行い、石綿管の更新では1,009メーターを実施した。

3つ目に、財政状況として、営業収支は289万9,000円増の8,946万5,029円の営業利益となり、その結果、当年度の純利益は3,985万5,141円の黒字となった。

まとめとして、料金収入と有収水量は、少子高齢化やライフスタイルの変化等により、毎年減少している。この傾向は今後も続くものと予測され、今後の増収は見込めない状況にある。こうした状況を踏まえ、現行の水道料金を維持しながら、コストの削減や必要最小限の設備投資を心がけ、自己財産の確保と健全な水道経営の推進に取り組み、安全で清浄な水道水の安定供給に努めたいとの報告がありました。

委員より、石綿管の飛散と処分について質疑があり、理事者より、石綿材料の撤去に関するマニュアルに従い、周辺に飛散しないよう、例えば水を散布するなどして実施している。また、石綿管の撤去時においては、防護服を着用し作業している。また、撤去材料の廃棄については、産業廃棄物として適正に処理している。その他、県水費用と需要割合について、使用量が年々減少していることについて、水道施設の耐震化の状況についての質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、(1)議案第33号 都市計画道路法隆寺線(町道4014号線)整備工事請負契約の締結について、理事者の説明を受けた後、委員より、車道と歩道との段差について質疑があり、理事者より、基本的に、歩道と車道との差が約5センチになっているが、交差点については2センチの段差になるように歩道を切り下げている。また、落札率についての質疑があり、93.54%との答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（２）議案第３５号 平成２０年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その１）、理事者の説明を受けた後、委員より、落札率についての質疑があり、９３．８％との答弁がありました。

本件についてお諮りをしたところ、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、（３）議案第３６号 平成２０年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その２）、理事者の説明を受けた後、委員より、町道と私道の舗装復旧の考え方について質疑があり、理事者より、町道の場合、２車線であれば、片側１車線の全面復旧。また、１車線の場合、全面復旧で、町道、私道共に同じ考えで復旧を行っている。また、落札率と指名競争入札の対象業者数について質疑があり、９３．９％と１５社との答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、継続審査案件であります都市基盤整備事業に関することについてを審査をいたしました。

初めに、１、公共下水道事業について理事者から報告がありました。

その内容は、５月２２日に入札を執行した龍田１、２丁目地内４工区－３工事について、現在、工事着工前の打ち合わせ準備を進めている。本年１０月３１日完成の予定をしている。

続いて、平成２０年５月３０日現在の接続に関する状況ですが、申請受付件数が１，５４７件、検査済み件数が１，５２０件、融資あっせん利用総数が２６件、浄化槽雨水貯留施設転用総数が１７件となっているとの報告がありました。

委員より、公共ますの申請と設置について、建築工事と排水工事における発注についての見解について、排水設備業者の認定について等について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

本件については、委員会として説明を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、２、都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者から報告がありました。

その内容は、いかるがパークウェイについて、前回委員会後、橋台、橋脚の工事につ

いては予定どおり終了し、秋の渇水期までの間、休工期間に入り、その間、公園の通路の一部、休工期間中、2メートルの幅員を確保し、工事区域については、仮囲いで締め切りを行う。

次に、都市計画道路法隆寺線については、前回委員会後、特に進展はないとの報告がありました。

委員より特段の質疑、意見等もなく、本件については、委員会として説明を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

3つ目、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者から報告の後、委員より、モニュメントの費用についての質疑があり、理事者より、モニュメントと広告塔、そして西向きの1号線の取り合い部分を合わせて発注した金額が約2,700万円で、モニュメント本体の価格は約1,600万円となっているとの答弁がありました。

以上、継続審査については、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項について。

(1) 斑鳩町観光自動車駐車場に係る指定管理者事業報告について、理事者から報告を受けた後、委員より質疑をお受けしたところ、質疑もなく、報告を受けたということで終わりました。

次に、(2) 斑鳩の里観光案内所に係る指定管理者事業報告について理事者から報告を受けた後、委員より、駐車料金について、観光案内所の管理補修について質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

次に、(3) 斑鳩町観光大使の設置について、理事者から報告がありました。

その内容は、斑鳩町の観光客誘致活動の一環として観光大使を設置し、観光大使を通じて、数多くの歴史的文化遺産と豊かな自然環境など、斑鳩の素晴らしさを町及び県外などに情報発信するものです。斑鳩町における観光大使とは、町外に赴任、留学、あるいは居住する人が、それぞれの現場で機会あるごとに斑鳩の素晴らしさをPRしていただくこととしている。選考については、斑鳩を愛し、斑鳩のよさを広く伝え、情報発信出来る人を選考し、随時町長が委嘱することとなっている。また、斑鳩町観光大使設置内規についての説明がありました。

委員より、観光大使の名刺の作成についての質疑があり、理事者より、基本的には、観光大使の名前をあらわした名刺を作成し、また斑鳩町観光案内パンフ等々をお渡しし、機会があるごとに斑鳩町を広めていただくよう考えている。その他、斑鳩町観光大使設

置内規についての質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

以上、各課報告事項については、報告を受けたということで終わりました。

次に、その他について質疑をお受けいたしました。斑鳩の水について、また竜田大橋の橋の名板について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

最後に、当委員会として、都市基盤整備事業に関することについて、及び委員会条例第2条第1項第3号の定める所管事務について、閉会中も引き続き調査を要するものと決し議長に申し入れております。

以上が、開会中におけます審査の概要と結果であります。詳細については、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

以上で、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程2、厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。13番、里川委員長。

○厚生常任委員長（里川宜志子君） それでは、去る6月13日金曜日、全委員出席のもと委員会を開催いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

当日は、委員会を開会してすぐに休憩をとり、建物が完成となった総合保健福祉会館の現地調査を行いました。委員外議員も多数ご参加をいただき、ありがとうございました。その後に委員会を再開し、審査を行っております。

まず、1、本会議からの付託議案についてを議題といたしました。

その1、議案第37号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、要旨による説明がありましたが、委員より特段の質疑もなく、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2、継続審査案件についてを議題とし、その1、（仮称）総合福祉会館の整備運営に関することについてを議題とし、担当の福祉課長から、5月28日完成後、6月2日の建築確認の県の検査から、設計者による検査、消防の検査、町の検査などが終わり、指摘事項について修正をする段階になっていること、また事務機器や電気器具など6つに分けて6月19日に入札をして、7月中旬には納品の運びとなり、9月1日オープンに向けて準備をしていること、また登録団体は新たに2件あり、現在既に登録されているみなし団体が66あり、合計68団体となっていることなどの報告を受け、現地調査も含めて質疑を受けたところ、1つとして、車の出入り口の安全確保のためのカー

ブミラーについて質疑があり、建設課と横断歩道と共に設置することを検討しているところであると答弁されました。

2つとして、ビオトープと薬の関係もあり、雑草が多くなるのではないかと、外観の美しさを保つのが大変だが、管理はどうするのか、また業者はどうするのかという質疑に対し、総合管理で委託することを考えている、業者は入札によるものとするなどの一定の答弁がされました。また、歩行浴の段差がきついのではないかと、手すりがあるが心配である、タイルの角など注意が必要である、事務室などのブラインドについてなどの意見があり、報告を受け、一定の審査をしたということで終わりました。

なお、9月オープンまでは、引き続き継続審査案件として調査することとして、継続審査の手続をとることといたしております。

次に、3つ目として、各課報告事項についてを議題とし、その1、し尿くみ取り収集件数及び委託料についてを議題としました。

前回の委員会で委員より要求のあった資料の件により説明がありました。町が集金をした収入額について聞かれた後、平成15年、16年に大幅に収集件数がふえているが、収集世帯は減っているし、収集量は余り変わっていないのはどういうことなのかという質疑があり、住宅開発や下水道などの公共工事の影響で、工事中簡易トイレの需要が多かったのではないかと考える。仮設トイレは従量制で、いっぱいになればくみ取りを繰り返し行うことから、件数となる回数がふえたものと考えているという説明があり、そのほかに、料金について、仮設トイレの持ち込みの規定などについて聞かれましたが、一定の答弁がされております。

次に、2つ目といたしまして、特定健康診査等の実施についてを議題とし、資料に基づいての説明と共に、6月からの開始となり、受診券を当日発送することなどが報告されました。

特定健康診査と広域連合から委託を受ける後期高齢者の健康診査のそれぞれの対象者数と自己負担の考え方についての質疑があり、国保では5,401人、後期高齢者では2,617人の対象者がおり、国保は特別会計の中で無料で受診していただくように予算編成をしているが、後期高齢者は広域連合が500円の自己負担を求めている。その分については一般会計から負担をして、全員無料で受診していただくことにしていると答弁がされています。

また、その他の報告として、1つには、今年8月初めに車検となるリフト付きバスに

ついて、年数もたっているので、社会福祉協議会への委託をする中で、社協の方でリフト付きバスの購入をしていただき、現在ある車についてはオークションで処分することとし、またこの機会に、使用規定を生駒郡内以外に利用をされる場合は燃料代をいただくことに変更するとの報告がありました。

また、福祉課が担当する夏の3つの事業について、行き先が決まったことの報告をされましたが、どちらも特に質疑、意見もなく終わりました。

次に、4番目として、その他について委員より質疑、ご意見をお受けしたところ、1、広域連合から6月9日に窓口負担にかかわる書類が届いたが、不服があれば6月16日までに申請するようになっていたが、日数のない中で、よくわからないという住民からの問い合わせがあったことについて、2つとして、町内の飲食店などの委託を受けている生ごみ収集車の不快な水だれについて、夏場は特にくさくてたまらないので、絶対にないようにしてもらおうよう指導することについて、3つとして、人間ドックを受けられなくなった75歳以上の方のことについて、4つとして、昨年のはしかのように、今、非常に多くなってきている百日咳についてなどの質疑、意見があり、一定の答弁がされて終わりました。

以上が、開会中に開催いたしました厚生常任委員会の概要です。詳細につきましては、会議録に整理をいたしますので、ご覧いただきますようお願いをいたしまして報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程3、総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。9番、中西委員長。

○総務常任委員長（中西和夫君） それでは、総務常任委員会の審査結果についてご報告をいたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、6月16日全委員出席のもと委員会を開会いたしました。その審査の概要と結果についてご報告いたします。

まず初めに、本会議からの付託議案であります議案第30号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より、平成20年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日に公布されたことから、公的年金からの特別徴収制度の導入、個人住民税における寄附金制度の見直し、上場株式等の譲渡益に対する課税の特例措置、上場株式等の配当所得に対する課税の特例

措置及び公益法人制度改革等についての地方税法等が改正となることから、町税条例の所要の改正を行うものであるとの説明があり、特に公的年金の特別徴収については、具体的な事例等をまじえ説明がありました。また、固定資産税関係についても、公益法人制度改革に伴い所要の改正を行うものとの説明を受けました。

委員より、公的年金の特別徴収について、対象者に対してどのように対応されているのかとの質疑があり、理事者より、制度の導入にかかる啓発については、ホームページ、広報等を通じ、納税者の方に制度導入の目的や利点を十分理解していただけるよう啓発を行い円滑な導入移行を図ってまいりたい。また、対象者に対しては、なるべく早い時期に説明文書を送付し、ご理解とご協力を求めているとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会としては、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より、非常勤消防団員等の損害補償にかかる補償基礎額の加算について、2人目からの扶養親族の加算額を現在の200円から217円に引き上げると共に、条文の文言整理を行うものであるとの説明がありました。

委員より、今回の改正について、消防団員に周知されているのかとの質疑があり、理事者より、役員会場の場を利用し周知していきたいとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会としては、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号 斑鳩中学校本館東棟校舎耐震補強工事請負契約の締結についてを議題とし、理事者より、斑鳩中学校本館東棟校舎耐震補強工事について、興留2丁目3番21号、宮崎建設株式会社、代表取締役 辰巳誠治、契約金額5,197万5,000円で契約を締結するとの説明がありました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会としては、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、継続審査案件の斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題とし、理事者より、史跡中宮寺跡の整備事業について、今年度より、塔基壇及び金堂基壇などの伽藍中心部分の発掘調査を計画している。6月19日に史跡中宮寺跡整備検討委員会を開催し、専門的な立場よりご意見、ご指導を賜り、早期に調査をしていきたいとの説明がありました。

次に、各課報告事項として、議案第32号 平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)のうち当委員会に属するものについて報告があり、その内容としては、福祉基金の寄附、藤ノ木古墳整備基金への募金に伴う補正、消防団員の退職に伴う報償金、西岡常一棟梁生誕100年記念事業助成金の採択決定に伴う補正であります。

委員より、藤ノ木古墳整備基金について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

次に、平成19年度の町税の収納状況について、理事者より、各税目別に説明があり、町税の収納合計は、調定額33億7,093万7,444円で収納額は31億8,797万2,611円、調定額に対する収納率は94.6%で、前年度より1.1ポイント上回っている。町税については、町の重要な収入であるため、滞納整理についても、今後も積極的に取り組んでまいりたいとの報告がありました。

次に、平成20年度の職員採用試験の実施について、理事者より、募集は一般事務職を数名程度予定している。試験日は、統一試験日である平成20年9月21日を予定しているとの報告がありました。

委員より、募集人数についての質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

次に、斑鳩町文化振興センター指定管理者の報告について、理事者より、斑鳩町文化振興財団収支計算書、いかるがホール施設管理運営、文化振興財団自主事業、いかるがホール友の会会員数について、前年度と比較し報告があり、今後、認可機関である奈良県とも協議を行い、より効率的な運営が行えるよう研究してまいりたいとの報告がありました。

委員より、防犯カメラの設置について、町からの補助金の増額について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

次に、子ども模擬議会について、理事者より、本年で14回目となる子ども模擬議会を、8月22日に町内の小学校6年生と中学校1年生の生徒を対象に行うとの報告がありました。

次に、町民プールの開館について、理事者より、7月1日より8月31日までの2カ月間町民プールを開館する。開館に当たっては、排水口の安全点検や、西和消防によるAEDの使用方法などを含めた救命救急講習を行う予定であるとの報告を受けました。

次に、消防運営委員会の開催について、理事者より、開催日時について報告がありま

した。

次に、その他について、委員より、小中学校のプールの使用状況について、またノロウイルスについての質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

最後に、当委員会として、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、及び委員会条例第2条第1項第1号に定める所管事務について、閉会中も引き続き調査を要するものと決定し、議長に申し入れをしております。

以上が、開会中におけます当委員会にかかわります審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理をさせていただいておりますので、ご覧いただきますようお願いをいたします。

以上で、総務常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程4、予算常任委員長報告について、予算常任委員長の審査結果報告を求めます。14番、木澤委員長。

○予算常任委員長（木澤正男君） それでは、予算常任委員会の審査結果について報告をいたします。

予算常任委員会は、本会議から付託されました議案等の審査を行うため、6月17日全委員出席のもと委員会を開催いたしました。

まず初めに、付託議案として本会議から付託を受けました議案第32号 平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）については、福祉基金へいただいた寄附金5万円、また史跡藤ノ木古墳整備基金へいただいた寄附金6万円をそれぞれ積み立てを行い、また消防団員2名の退職による退職報償金の受入金121万3,000円の受け入れと支払い、さらに今年度予定の西岡常一棟梁生誕100年記念事業について、活力ある地域づくり支援事業助成金が採択されたことによる助成金50万円を予備費に留保するとして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ185万5,000円の追加を行うと担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、特段の質疑等はございませんでした。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上が本会議から付託を受けました議案に対する審議の内容であります。

次に、その他についてお受けしたところ、委員より、物価上昇による給食費への影響について、ふるさと納税について、原油価格の高騰による予算への影響について質疑が

あり、理事者より、給食費については今年度は値上げせずこのままいきたい、ふるさと納税については、町の資源を生かしながらホームページ等で情報発信を行っていききたい、原油価格の高騰に対しては、町内での移動は自転車にするなど経費節減に努めると共に、現在のところ当初予算で見込んでいた分に対応しているとの答弁がなされました。

最後に、閉会中の継続審査について確認をし、委員会を終了しました。

以上が、開会中における当委員会の審査の主な概要であります。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただけますようお願いいたします。報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして表決を行ってまいります。

議案第30号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、議案第30号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を申し上げます。

今回の条例改正は、国の税制改正に伴ってのものであり、寄附金控除の範囲を拡充するなど住民にとって一定の改善点もありますが、住民税を年金から天引きする改定については反対です。総務委員会の中で明らかになりましたが、斑鳩町では、65歳以上の年金受給者5,891人のうち2,634人が対象になります。これまでにも、既に年金受給者からは、介護保険料が天引きされており、さらには今年4月にスタートした後期高齢者医療保険料や国民健康保険税も天引きされる。このことだけ見ても、全国的に大きな怒りの声が上がっています。この上さらに住民税まで天引きすることについては、住民からも理解を得られないと考えます。

さらに、国の対応として、5,000万件もの宙に浮いた年金の問題はまだ未解決で、きちんと年金を受けているかどうか分からない人がいます。政府がやるべきことは、まずこの問題にきちんと対応し、一人ひとりが安心して年金を受け取ることが出来るようにする、その対応こそ最優先に行うべきであり、この点でも、国民の中で怒りが広がっています。

これまでは、高齢者の暮らしの状況を考慮して納税相談などを行い、町行政としても様々な対応を行ってきましたが、特別徴収という形になれば、その余地もなくなること

から、生活が大変な高齢者世帯の中で、あってはならない悲劇が起こるのではないかと危惧されてなりません。有無をも言わせぬ国のやり方には、怒りを覚えます。せめて、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の適用は、納税者の選択にするべきであります。

また、特別徴収制度にすることによって効率化が図られるという声もありますが、年金以外の収入がある人は、それにかかる住民税は、年金にかかる住民税とは別に計算する仕組みになっていることから、自治体の事務として新たな手間がふえるのではないかと懸念もあります。

町におかれましては、国で法改正された以上やらなければいけないというつらい立場ではあると思いますが、以上のような点から、本議案の中でも、年金からの天引き、特別徴収制度の適用については行うべきではないということを申し上げまして、私の反対討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございます。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 議案第30号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を申し上げます。

平成20年4月30日に国の地方税法等の一部を改正する法律が公布、施行されたことによるこの町税改正の注目される項目としては、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の導入、寄附金税制の拡充、金融証券税制の見直しの3点があります。

反対者は、このうち、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の導入について、すなわち公的年金からの天引きについて反対しておられますが、年金だけで生活をしておられる方々が町税を天引きされると生活が困窮に陥るとするのは、生活していくためには税金を納めなくてもいいということなのではないでしょうか。これでは、真面目に町税を納めている方々に対しての税の公平性が損なわれますが、反対者はそのことをどのようにお考えなのではないでしょうか。

私は、総務常任委員会で、国の法律によって町条例が改正されることは理解出来る、しかし負担感の大きい特別徴収の対象者の方々には、天引きによって税を取られると理解されるのではなく、町の税金を支払っていると理解していただくように、マンツーマンでの説明なども含めて、対象者の承諾を得るぐらいの覚悟で徹底した周知を要望し、理事者からは、ホームページ、広報紙などによる広報に加え、対象者個人への通知、ま

たは説明を行うとの答弁を得ています。

反対者は、本当に年金だけで生活しておられる方々の窮状を憂いておられるのでしょうか。収入のない人の最低生活保障費として支給される生活保護費よりも、約4万円以上も少ない金額しか支給されない国民年金の矛盾などに目を向けず、またその問題などを指摘せずに、ただ今回の条例改正に反対するだけでは、観念的に弱者の味方を気取っているポーズ、パフォーマンスにしか私の目には映りません。

今回の町条例改正は、増税ではありません。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

議案第30号について、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって議案第30号については、賛成多数で可決いたされました。

続いて、議案第31号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第31号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第32号 平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第32号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第33号 都市計画道路法隆寺線（町道4014号線）整備工事請負契約の締結についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第33号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第34号 斑鳩中学校本館東棟校舎耐震補強工事請負契約の締結についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第34号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第35号 平成20年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第35号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第36号 平成20年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その2）をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第36号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第37号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第37号については、満場一致で可決いたしました。

ここでお諮りいたします。皆さんのお手元に配付いたしております追加日程1、発議第2号 後期高齢者医療制度に関する意見書について、追加日程2、発議第3号 地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進を求める意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって追加日程1、発議第2号、追加日程2、発議第3号の2議案を日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1、発議第2号 後期高齢者医療制度に関する意見書についてを議題といたします。

提出者の提案説明を求めます。12番、辻議員。

○12番(辻 善次君) それでは、発議第2号に関してまして、提案説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

発議第2号

後期高齢者医療制度に関する意見書について

標記について、会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

平成20年6月23日提出

議会議員

宮 崎 和 彦

小 林 誠

吉 野 俊 明

伴 吉 晴

紀 良 治

辻 善 次

それでは、次のページの意見書を朗読させていただきます。

後期高齢者医療制度に関する意見書

4月から、既に始まっている後期高齢者医療制度は、2006年の医療制度改革の一環として、広域連合での運営となってスタートした。

しかし、市町村への問い合わせが殺到し、多くの高齢者は不安、不満を表している。

本年5月に行われた厚生労働省の「実態調査」も、本来なら制度スタート前に行われるべきもので、複雑な内容にもかかわらず、短時間での簡単なものにすぎず、到底実態を把握しているとは言いがたいものである。

国民皆保険の国の責任のもとに、高齢者が安心して医療を受けることで、健康な生活

を保障する制度でなければならない。

高齢者の生活は、近年一層の厳しさを増してきており、本制度による保険料負担は、生活基盤の弱い高齢者にとっては、大変重いものになっている。国においては、一定の要件に基づき、保険料の軽減措置や激変緩和措置などが講じられたが、高齢者が将来にわたって適切な負担で、安心して医療を受けることができるようにするために、これらの措置などにとどまらず、今後の医療制度の目指すべき姿を明らかにし、国民の理解を得ながら進めていく必要がある。

よって、以下のことを強く国に対して要望するものである。

記

1. 高齢者が将来にわたって適切な負担で、安心して医療が受けられるように、さらなる制度のあり方について検討を行うとともに、地方自治体の財政負担の増大が生じることのないように国において確実な財政措置を講じること。
2. 低所得者に対する負担軽減のための施策の充実を図り、必要となる財源の措置は国において確実に措置すること。
3. 後期高齢者の診療報酬体系については、今後とも、必要かつ十分な医療が確保できるものとなるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月23日

奈良県斑鳩町議会

以上で意見書の説明とさせていただきます。議員皆様のご賛同をよろしく願います。

○議長（中川靖広君） 本案については、賛否の討論を要するとの申し出があります。よってこれより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 後期高齢者医療制度に関する意見書について、反対の立場から意見を申し上げます。

そもそもこの意見書につきましては、当初に後期高齢者医療制度の中止・廃止を求める意見書と、それと改善を求める意見書が出て、そして折衷案という形で一度はだめになったやつが再度今回出てきたわけですが、だから私といたしましては、当初の後期高齢者医療制度の中止・廃止を求める意見書に基づいて反対を述べたいと思います。

後期高齢者医療制度が4月からスタートしました。政府は、これまで所得の低い方には負担を軽く、高い方は負担が少し重くなる制度だと説明してきました。しかし、実際には所得の低い方の負担が重くなっていることが明らかになり、多くの高齢者が怒りをもってこの制度の廃止を求め、全国で署名行動や国会前などで抗議行動が起こっています。

75歳という年齢だけで、これだけ加入していた保険から切り離され、本人の意思とは関係なく後期高齢者医療制度に強制的に加入させられます。また、保険料は年金から天引きされ、払えなければ保険証を取り上げます。さらに、健康診断、外来入院、終末期までのあらゆる段階で差別的な医療を押し付けられます。これは、憲法25条の生存権をも踏みにじるものです。

国民の大きな批判の前に、政府与党は見直しを言っていますが、一部手直しなどで解決出来る問題ではありません。命と健康にかかわる医療に、年齢での差別と高齢者への新たな負担増を押し付けることは、長年社会に貢献してきた方々を切り捨てることです。

また、この制度では、保険料が2年ごとに見直しされ、75歳以上の人口がふえたり医療給付費が伸びれば、自動的に保険料が引き上げられる仕組みになっています。

世論調査でも、7割を超える国民から、後期高齢者医療制度を廃止すべきであるとの声があり、また奈良県医師会をはじめ30都道府県の医師会がこの制度に反対や批判の態度を表明していました。当然、全国でも122の議会で廃止、凍結を求める意見書が採択をされています。

以上のことから、政府に対し、医療を受ける国民からも医療を行う医療機関からも議会からも大きな批判の上でいる後期高齢者医療制度は、即刻中止、廃止することが強く求められているものであり、本議会の責任であります。

よって、現在の後期高齢者医療制度を前提とした意見書には反対し、中止、廃止を求めるような意見書でなければ、私は住民の声を反映したことにはならないのではないかと思いますので、これをもって反対といたします。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） それでは、発議第2号 後期高齢者医療制度に関する意見書について、賛成の立場から意見を申し上げます。

本年4月から始まった後期高齢者医療制度は、増大する高齢者の医療費を国民全体で

安定的に支えると共に、75歳以上の高齢者の特性を踏まえた適切な医療サービスを提供するために導入されたものであり、制度そのものの骨格は維持する必要がございます。

しかしながら、制度施行後、国民からは、事前の説明がなく、また保険料が上昇する機会が多いのではないかと、また年金からの天引きには納得出来ないなど、様々な意見が寄せられています。

今回の意見書は、こうした高齢者の方々の声を真摯に受けとめ、後期高齢者医療制度の運営上の問題点や、また課題を検証し、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、政府に対し必要な改善を行うよう強く要請し、求めていくものであります。

また、本意見書についての提出者の方々の思いは、こうした住民の声を集約したものであり、反対すべき内容は一つもございません。

よって、議員皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって発議第2号については、賛成多数で可決いたしました。本意見書は、関係機関に送付いたします。

続いて、追加日程2、発議第3号 地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） それでは、発議第3号に関しまして提案説明をさせていただきます。

まず、提案書を朗読させていただきます。

発議第3号

地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進を求める意見書について
標記について、会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

平成20年6月23日提出

議会議員

飯 高 昭 二

辻 善 次

今や環境問題は地球的規模で人類が直面している大きなテーマとなっております。特に、その中で、皆さんがご存じのように、地球温暖化防止に向けた取り組みが喫緊の課題となっております。

毎日、新聞の紙面を見ますと、大きな見出しで、「温室ガス削減 温暖化防止の知恵」、また「地球温暖化対策で提言」等々温暖化防止に向けた取り組みに対する意識の啓発と政策が掲載されております。また、テレビの番組では、これまでに温暖化対策に関する取り組みを紹介するなど、積極的な報道がされております。昨日のニュースでは、太陽光発電に新たな助成制度を設ける施策が導入されるとのことで、温暖化対策に向けた取り組みが加速しております。

このような中、7月7日に北海道洞爺湖サミットが開催されます。今回、環境立国を目指す我が国が、サミット開催国として積極的に議論をリードすると共に、地球温暖化防止に向けた国民的取り組みをより一層推進する責務があることから、7月7日を「地球温暖化対策の日」と定め、例えば消灯運動や地球環境を考える日とし、今後具体的に温暖化防止に向けた推進に努めるよう意見書に何点か提案させていただいております。

7月7日の北海道洞爺湖サミットが迫っておりますので、早く政府にこの意見書を提出したいと考え、提案させていただきました。

意見書につきましては、既に議員の皆様へ配付をさせていただいておりますので、朗読については割愛をさせていただきます。

以上、意見書の提案説明とさせていただきます。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって発議第3号については、満場一致をもって可決いたされました。本意見書は、関係機関に送付いたします。

続いて、日程5、各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

暫時休憩します。

(午前11時11分 休憩)

(午前11時14分 再開)

○議長(中川靖広君) 再開いたします。

ただいま日程5に入りましたが、もとに戻りまして、認定第1号 平成19年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてをお諮りいたします。

認定第1号 平成19年度斑鳩町水道事業会計決算の認定については、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって認定第1号につきましては、委員長報告どおり満場一致で可決いたされました。

続いて、日程5、各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたされました。各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査についてよろしくお願いをいたします。

続いて、日程6、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。議会運営委員会には、閉会中の審査についてよろしく願いをいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして町長のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長(小城利重君) 平成20年第2回町議会定例会の閉会に当たりまして一言あいさつを申し上げます。

本定例会は、去る6月3日の開会から本日まで、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを含めて23議案を提出させていただきましたが、議員の皆様方には、終始ご熱心にご審議を賜り、すべて原案どおりご承認を賜りまして、深く感謝を申し上げますと共に厚くお礼を申し上げます。それぞれの議案や一般質問の中で議員皆様方から賜りました貴重なご意見に対しましては、その内容を十分理解、認識し、行政運営に反映させてまいりたいと考えております。

また、平成20年度の諸事業、諸施策の展開に当たっては、計画の目的に沿って鋭意努力を行い、進めているところであります。特に議員皆様にご心配をおかけいたしました斑鳩町総合保健福祉会館については、9月1日の開館に向けて備品等の準備を進め、広く住民に利用いただくよう施設の充実に努めているところでございます。

町行政推進には難しい課題もありますが、精いっぱい努力してまいりたいと考えております。議員皆様方には、今後ともより一層温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

梅雨もこれから最中を迎えることとなり、ますます暑さが増してくる季節となりますが、議員皆様におかれましては、くれぐれもお体にご自愛をいただきますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(中川靖広君) これをもって、平成20年第2回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午前11時18分 閉会)